

評価事務取扱指針の改正の概要

－結果公示用－

【改正理由】

平成 26 年 6 月 26 日付け総務省告示第 217 号による固定資産評価基準の一部改正に伴い、評価事務取扱指針の改正を行うもの。

【改正内容】

- 1 従来の「照明器具設備（蛍光灯用器具、白熱灯用器具）」が、「照明設備」に統合されたことに伴い、旧項番 5 「蛍光灯、白熱灯の対象床面積」、旧項番 6 「水銀灯等の特殊灯について」を削除
- 2 項番 6 「増築の場合の設備の評点数」の具体例の数値を平成 27 年度基準の数値に変更